

日本人間工学会 感性情報処理・官能評価部会 会則

(名称)

第1条 この部会は、日本人間工学会の研究部会として位置づけられ、感性情報処理・官能評価部会と称します。

(目的)

第2条 この部会は、感性情報処理と官能評価に関わる諸問題を基礎から応用まで幅広く、様々な角度から討論し、研究者同士が互いに刺激し合って、優れた感性情報処理、官能評価研究が輩出されるような場を提供することと、さらに、この領域の優秀な若手研究者を育成することを目的としています。

(会員)

第3条 この部会の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体等、全てを会員とします。会員には以下の2種を設けます。

- (1) 正部会員 日本人間工学会の会員（正会員、準会員、賛助会員）である部会員
- (2) 準部会員 日本人間工学会の非会員である部会員

(入退会)

第4条 この部会への入会希望者は、その旨と連絡先等の必要事項を部会長に届け出て、承認を得るものとします。退会を希望する時は、その旨を部会長に届け出るものとします。ただし、1年以上、連絡が取れない者は、退会したものと取り扱うことがあります。

(会費)

第5条 この部会では、会員から年会費は徴収しません。ただし、研究会や講演会などイベントの参加費は別途定めるものとします。

(役員等)

第6条 この部会には、部会長1名と、幹事若干名をおきます。部会長と幹事は、正部会員より選出するものとします。

部会長は、部会を代表し、会務を統括します。幹事会は部会の運営を円滑に遂行するために、部会長を支援します。

(運営)

第7条 この部会の意思決定事項は幹事会において協議の上、部会長において決定します。重要事項は、幹事会の過半数の承認を必要とします。幹事会の活動の細則は別に定めます。

(会計)

第8条 この部会の会計は、毎年4月にはじまり、翌年3月に終わるものとします。

（活動内容）

第9条 年3回程度の例会等（他学会・他部会との共催イベントを含む）を開催し、感性情報処理と官能評価に関する情報の交換および知識の普及を行います。また、活動内容に対する広い理解を得るため、インターネットホームページを運営し広報活動を行います。その他、本部会の目的を達成するために必要な諸活動を行います。

（附則）

- 1) この会則は、2008年12月1日から施行します。**
- 2) 各条項の適用については、役員が社会通念および諸事情を勘案して判断します。**
- 3) この会則の変更は、総会における出席者の3分の2以上の同意によって行われます。**